

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第1区分  
 【発行日】平成24年6月7日(2012.6.7)

【公開番号】特開2010-271163(P2010-271163A)  
 【公開日】平成22年12月2日(2010.12.2)  
 【年通号数】公開・登録公報2010-048  
 【出願番号】特願2009-122819(P2009-122819)  
 【国際特許分類】

G 0 1 N 33/50 (2006.01)  
 A 6 1 Q 19/08 (2006.01)  
 A 6 1 K 8/97 (2006.01)  
 G 0 1 N 33/53 (2006.01)  
 G 0 1 N 33/52 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 33/50 Q  
 A 6 1 Q 19/08  
 A 6 1 K 8/97  
 G 0 1 N 33/53 V  
 G 0 1 N 33/52 Z  
 G 0 1 N 33/53 Y

【手続補正書】

【提出日】平成24年4月6日(2012.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

<本発明の化粧料の必須成分であるAGEs分解剤>

本発明におけるAGE分解剤は、後記のAGEs分解作用評価において、AGEs分解作用を有する植物抽出物を意味し、かかる成分を唯1種のみを含有することも出来るし、2種以上を組み合わせる含有させることも出来る。ここで、本発明の抽出物とは、抽出物自体、抽出物の分画、精製した分画、抽出物乃至は分画、精製物の溶媒除去物の総称を意味する。本発明のAGEs阻害作用を有する植物抽出物としては、モクセイ科に属する植物、ユキノシタ科に属する植物、バラ科に属する植物、マメ科に属する植物、キク科に属する植物より得られる抽出物が好適に例示出来、より好ましくは、モクセイ科オリーブ属オリーブ、ユキノシタ科ユキノシタ属ユキノシタ、バラ科シモツケソウ属シモツケソウ(別名:セイヨウナツユキソウ)、マメ科アスパラトゥス属ルイボス、バラ科ポテンチラ属トルメンチラより得られる植物抽出物が好適に例示出来る。